



発行所  
公益社団法人 国民文化研究会  
(九州←→東京←→全国)  
東京都渋谷区東1-13-1-402  
振替 00170-1-60507  
電話 03-5468-6230  
FAX 03-5468-1470  
http://www.kokubunken.or.jp/  
E-mail: info@kokubunken.or.jp

月刊「国民同胞」編集部  
毎月一回10日発行  
購読料 年間2000円

# 自民党が「夫婦別姓」で揉めるとは驚いた

—祖父も父も婿に来た！、伯父は婿に行つた！—

山内 健生

かつての民主党政権は「夫婦別姓」の実現に意欲を示して民法の改正を目論んだ(平成二十二年)。「家族解体」のイデオロギーを隠す「選択制」といふ冠がついてゐるが、夫婦別姓の導入は親子別姓につながるだけでなく、「姓」をも変質させるものだった。

選択制別姓推進派の官僚は、別姓制度の下にあっては姓(氏)は「純然たる個人をあらはすもの」となつて、同姓を選んだとしてもその姓は家族の一体性を示すファミリーネーム(家族の呼称)とは別のものとなる旨を明言してゐた。夫婦別姓は同姓夫婦の姓(氏)までも変質させてしまふ。同姓親子があたとしても、建前上は偶々同じ姓の個人がともに暮してゐるといふことになるのだ。当時、本紙に「夫婦別姓は「親子別姓」で家族解体の一里塚。同姓家族をも巻き込む選択制夫婦別姓制

度」といふ小見出しを付けた折込みを入れた。そこに次のやうに認めた。日本人は初詣、お彼岸、お盆、七五三、お祭りなどの折々に、神様やご先祖さまへ感謝の念を捧げながら、家族の絆を大切に生きてきました。また私たちはこの世に生を享けて以来、家族の中で育てられ、やがて成人となり結婚して家庭を築きま

す。そして子供を産み育てます。かくして私たちは幾世代にもわたり命を繋いできました。まさに私たちは家族に囲まれて心身ともに安らぐことができます。その社会生活の基盤として「家族の絆」が未曾有の危機に瀕しています。

「家族の絆」と表裏するものが親子同姓のファミリーネームである。民主党政権の退場で取まつてゐたかに見えた別姓論が、安倍政権を襲いだはずの菅政権発足後、与党・自民党内で吹き出した。第五

次男女共同参画基本計画の検討と時期が重なつたのだらうが、党内に少なからず別姓導入派の議員がゐたことに強い違和感と危機感とを覚えた。旧姓の通称使用の拡大ではなく別姓制度にせよと言ふのだ。旧社会党の議員を抱へ込んでゐる立憲民主党ならまだしも、「全ての人が自分らしく生きること、全ての家族が次世代に家をつないでいくために選択肢を増やすべきだ」(十二月十一日付、産経)などと訴へてゐたのには驚いた。

別姓制度導入色の濃かつた第五次基本計画の原案は、ひとまづは慎重論を唱へる議員諸氏の頑張りで見直された。しかし、党執行部の一人が「議論が活発化しているのはニュートラルな菅義偉政権に代わつたことが大きい。伝統的家族観を重視する安倍晋三政権下では議論する空気すらなかつた。だが、少子化の進展で、最近では家名を継ぐために別姓を認め、ほしい、という声が保守層からも聞こえるようになった」(十二月十三日付、産経)などと公言してゐては心許ない限りだ。傍点部の理由で別姓導入とは飛躍も甚だしい。夫婦同姓は「別姓を認める国際社会では通用しない」とも言つてゐた。日本語を止めて英語にしろ！に似た暴論だ。夫婦同姓は明治三十一年の民法制定によるもので、夫婦は「家」の姓

を名乗るものとされた。維新後であつても、さうではなかつた(中韓は父系の族譜があつて妻は夫の姓に入らず、生まれた子供は夫の姓となる。親子の間で母親だけが別になる。現代風と言へば女は軽視されてきたのだ。さうした古来の習慣から今でも母親だけが別姓といふ家族が多いといふ)。

わが国では明治以降の国民国家の歩みの中で夫婦同姓が定まり、家族の一体感を醸成するものとして定着したきた。それを受けて昭和二十二年の民法改正では、婚姻の際は「夫又は妻の氏を称すること」とされた。近年、価値観の多様化とか自己決定権とかの理由から同姓での婚姻届に異を唱へる動きがあるが、平成二十七年十二月、最高裁は夫婦同姓の規定は「家族の呼称として意義がある」として合憲とした。そもそも「姓」は当人が選んだものではない。「夫又は妻の氏を称する」とあつても、婚姻の際、九割以上が夫の姓に改めてゐる。これも別姓論者には気に喰はないらしい。フェミニスト達よ、もっと妻の姓を名乗れ！と男どもに大声で叫んだらどうか。昭和四十年代半ばに二十四、五歳となつた私の年代では同学年の二割近くは婿入りしてゐる。旧民法の下ではあつたが、私の祖父も父も婿に来た。伯父は他家に婿入りしてゐる。(元拓殖大学日本文化研究所客員教授)